

京都大学 IT 戦略委員会要項

(平成24年4月10日総長裁定)

- 第1 京都大学に、IT 戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 全学的な IT ガバナンスの強化及びその推進に関する事。
 - (2) 中長期的な経営戦略に係る情報システムの構築に関する事。
 - (3) 教育研究活動の高度化及び効率的な業務運営に係る IT 環境に関する事。
 - (4) 教育及び研究に係る最適な IT 環境の整備に関する事。
 - (5) その他京都大学における IT 環境に関する事。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 企画担当の理事
 - (2) 総長が指名する理事
 - (3) 情報環境機構長（以下「機構長」という。）
 - (4) 情報部長
 - (5) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第5号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
 - 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
 - 2 専門委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
 - 3 専門委員会の委員は、機構長が委嘱する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第6 委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に関する事務は、情報部情報推進課において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年4月10日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に委嘱する第3第1項5号の委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。